

新しい成年後見制度ご利用の方へ

平成12年4月1日より新しい成年後見制度が施行されています。

この新しい成年後見制度をご利用になることとなった場合(注1)には、ご本人(または代理権のある方)から信用保証協会にお早めにお届け下さいますようお願いいたします。

新たにお取引いただく場合にも、お届けください。

お届けにあたっては、成年後見に係る登記事項証明書(注2)をご用意ください。

補助人、保佐人、成年後見人または任意後見人もお届けください。

お届けに関して、ご不明の点がありましたら、総務課までお尋ねください。

(注1)「民法の一部を改正する法律」(平成11年法律第149号)により

禁治産・準禁治産制度に代わって施行された補助・保佐・後見制度

および「任意後見契約に関する法律」(平成11年法律第150号)

により創設された任意後見制度に基づき、家庭裁判所の審判により、

お客さまについて、補助・保佐・後見が開始された場合、または、

任意後見監督人が選任された場合等

(注2) 家庭裁判所の審判書(写)でも差し支えありませんが、その場合には

確定証明書もご用意ください。

大分県信用保証協会

